

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 北海道(以下「道」という。)が実施する中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている道内の中小・小規模企業等の負担軽減を図るため、省エネルギー化に資する設備の導入支援を目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小・小規模企業等」とは、次の①から④までのいずれかに該当する者とする。

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、道内に本店(個人事業主は住所)を有する者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を行う者は除く。
- ② 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、道内に主たる事務所又は事業所を有する者。
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、道内に主たる事務所又は事業所を有する者。
- ④ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき設立した特定非営利活動法人(従業員数が300人以下である法人に限る。)で、道内に主たる事務所又は事業所を有する者。

(2) 「みなし大企業」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とする。なお、国及び自治体等の公的機関並びに中小企業基本法第2条に規定する資本金及び従業員数を超える海外企業については、次の①から⑤において大企業と扱う。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(3) 「道事業受給者」とは、次の①から⑦までのいずれかに該当する者とする。

- ① 「製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金」に係る交付を受けた者
- ② 「宿泊業環境整備緊急対策事業支援金」に係る交付を受けた、又は受ける予定である者
- ③ 「漁業協同組合省エネルギー化推進事業費」に係る交付を受けた者
- ④ 「施設園芸エネルギー転換促進事業費」に係る交付を受けた者
- ⑤ 「林業・木材産業物価高騰緊急対策事業費」に係る交付を受けた者
- ⑥ 「中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金(デジタル技術導入)」に係る交付を受けた、又は受ける予定である者
- ⑦ 「施設園芸生産基盤緊急支援事業費」に係る交付を受けた、又は受ける予定である者

(事務局の設置)

第4条 道は、第2条の目的を達成するため、北海道中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金事務局(以下「事務局」という。)を設置し、交付に必要な事務は事務局が行う。

(交付対象者)

第5条 助成金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 中小・小規模企業等であること。
- (2) 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10パーセント以上減少していること、又は2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、2019～2021年の同3か月の合計付加価値額と比較して15パーセント以上減少していること。
- (3) みなし大企業に該当しないこと。
- (4) 道事業受給者に該当しないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しないこと。
- (6) 宗教上の組織又は団体等、政治団体に該当しないこと。

(導入する設備の条件)

第6条 助成対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) エネルギー消費量が年率10パーセント以上低減すると見込まれる設備を導入すること。
- (2) 既存設備の入替えであること。
- (3) 申請する設備について、国、道、市町村等の公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 道内に所在する施設等において設備の導入を行うこと。
- (5) 中古品の購入ではないこと。
- (6) 取得価格合計額が税抜きで10万円未満及び耐用年数が1年未満の消耗品ではないこと。
- (7) 主に従業員の福利厚生等を目的とする冷蔵庫や電子レンジ、空気清浄機、給湯器等ではないこと。
- (8) 事業用自動車、事業用軽自動車、特殊用途自動車以外の車両ではないこと。

(実施期間)

第7条 助成金の実施期間は、第12条の規定に基づく交付決定日以降とする。ただし、令和5年12月14日以降で交付決定の前に着手した事業については、第10条第4項の規定による交付決定前着手の申請の承認を受けた場合に限り、事業に着手した日以降を対象とする。

(経費、助成率及び限度額)

第8条 助成の対象となる経費、助成率及び限度額については、次の表の区分のとおりとする。

助成対象経費	対象要件	助成率	限度額
省エネルギー 設備の導入経費 〔設備費〕 〔設計費〕 〔工事費〕	○次のいずれかに該当すること。 ・2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高の減少率が2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10パーセント～20パーセント未満 ・2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計付加価値額の減少率が2019～2021年の同3か月の合計付加価値額と比較して15パーセント～25パーセント未満	2分の1 以内	100万円
	○次のいずれかに該当すること。 ・2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高の減少率が2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して20パーセント以上 ・2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計付加価値額の減少率が2019～2021年の同3か月の合計付加価値額と比較して25パーセント以上	4分の3 以内	

2 申請者の経常的な運営経費、公租公課は助成対象経費とすることはできない。

(助成金の申請に係る手続方法)

第9条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事務局が設置する「北海道中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金インターネット申請システム」（以下「申請システム」という。）により手続を行う。

なお、インターネットを利用した申請ができない者については、申請内容に応じて事務局に別表に定める書類を提出する。

(交付申請等)

第10条 申請者は、申請システムによる手続を行うか、又は別表に定める書類を事務局に提出する。

2 交付申請の募集は3回に分けて実施し、各回の受付期間は、道が別に定める。

3 申請者は、申請システムによる手続又は書類の提出に当たり、助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 助成対象事業の着手は、助成金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、助成金の交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を別表に定める書式により、事務局に提出しなければならない。

(事業の変更、中止)

第11条 第12条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者（以下「助成金交付事業者」という。）は、当該助成対象事業の内容を変更するときは、別表に定める様式により、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

2 助成金の額は、当初交付決定額を上限とし、上記の事情変更がある場合も、助成金の額の減額のみ認められる。

3 助成金交付事業者は、当該交付事業を中止しようとするときは、別表に定める様式により、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

(交付決定の審査及び通知)

第12条 第10条第1項に関する助成金の交付申請があった場合は、事務局が交付申請書等の内容を審査し、交付決定を行う。

2 前項の交付決定は、事務局から、申請者あてに通知するものとする。また、交付を認めないときは、その審査の結果について通知するものとする。

3 各募集回の交付予定額を超過する申請があった場合は、第10条第1項において提出される交付申請書等について、道が定める採点基準に基づく採点を行い、採点順に従い上位から交付予定額の範囲内において交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第13条 助成金交付事業者は、助成金交付の対象となる経費の支払を完了したときは、原則として、その日から起算して14日を経過する日、又は令和7年1月24日のいずれか早い日までに、申請システムによる手続を行うか、又は別表に定める書類を事務局に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 前条の報告を受けた場合は、事務局が報告書等の書類の審査を行い、助成金交付額を確定する。

2 前項の助成金交付額の確定は、事務局から、助成金交付事業者に通知する。

(助成金の交付)

第15条 事務局は、前条の規定による助成金の額の確定後、助成金交付事業者に対して、助成金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第16条 事務局又は道は、報告を受けた助成対象事業の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを助成金交付事業者に対して命じることができる。

(交付決定の取消し、返還命令等)

第17条 道は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成金交付事業者が、法令、本要綱又は事務局若しくは道の指示に違反した場合
- (2) 助成金交付事業者が、助成対象事業に関して、不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (3) 助成金交付事業者が、助成金を本要綱に定める用途以外に使用した場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 第13条に基づく実績報告を令和7年1月24日までに終了しなかった場合
- (6) 助成金交付事業者が、申請システムによる手続の内容、又は別表に定める誓約書の各事項に違反した場合

2 事務局又は道は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して助成金の全部又は一部の返還を命じる。

3 事務局又は道は、助成金等の返還を命じ、これを助成金交付事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命じるものとする。

4 道は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

5 本条の規定は、助成対象事業について、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第18条 助成金交付事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、必要に応じて別表に定める様式により道に報告しなければならない。

2 道は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じる。

3 前項の命令を受けた助成金交付事業者は、道が指定する期日までに助成金を返還しなければならない。

(助成金の返還の期限)

第19条 助成金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(管理台帳及び書類の備付け)

第20条 助成金交付事業者は、別表に定める様式により、当該助成対象事業に関する管理台帳及び関係書類を備え、助成対象事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、助成対象事業の完了日の属する会計年度の終了後から5年間保存しなければならない。

2 前項の規定により作成した管理台帳は、第13条に基づく実績報告に併せ、事務局に提出しなければならない。

(助成対象事業の検査等)

第21条 事務局又は道は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは助成金交付事業者に対して報告をさせ、又は当該職員に助成対象事業が実施された事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 事務局又は道は、助成対象事業について、国、道、市町村等の公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている疑義を認めた場合は、他の補助金事業等について、重複申請の有無を調査することができる。

- 3 前項の職員は、様式第15号による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分の制限)

第22条 助成金交付事業者が、当該助成対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ事務局又は道の承認を受けなければならない。

- 2 道は、助成金交付事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることができるものとする。
- 3 助成金交付事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、道と事務局が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）1月31日から施行する。

この要綱は、令和6年（2024年）4月 1日から施行する。

別表 助成金にかかる事務に必要な様式及び必要書類

<p>1 助成対象事業の交付申請を行う場合（第10条第1項関係）</p> <p>(1) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 誓約書（様式第2号）</p> <p>(3) 証拠書類</p> <p>ア 見積書の写し</p> <p>・10万円（税抜）を超える場合は、2者以上の見積書</p> <p>イ 貸主承諾書の写し</p> <p>※建物にて大規模工事等を伴う場合や、賃貸借契約書に「工事等を行う場合は事前に報告する等」記載がある場合のみ</p> <p>ウ カタログ、仕様書等（使用エネルギー量の記載があるもの）</p> <p>エ 設置前の設置場所がわかる図面・写真</p> <p>オ その他事務局が必要と認める書類</p> <p>(4) 2022年1月以降の連続する6か月のうち任意の3か月の売上高及び付加価値額のわかるもの及び2019年から2021年の同3か月の売上高及び付加価値額のわかるもの（損益計算書、法人事業概況説明書など）</p> <p>(5) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金 株主報告書（様式第3号）（法人の場合）</p> <p>(6) 申請対象を確認できる書類</p> <p>ア 確定申告書別表1の写し、法人事業概況説明書の写し（表面・裏面）（法人の場合）</p> <p>イ 決算報告書（法人の場合）</p> <p>ウ 所得税青色申告決算書の写し（青色申告 一般のみ）（個人事業者の場合）</p> <p>エ 収支内訳書の写し（白色申告及び青色申告（農業、現金）の場合）</p> <p>オ 履歴事項全部証明書（法人の場合）</p> <p>カ 本人確認書類の写し（個人事業者の場合）</p> <p>i 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）</p> <p>ii マイナンバーカード（表面のみ）</p> <p>iii 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）</p> <p>iv 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）</p> <p>v 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式は両面）</p> <p>※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。</p> <p>i～vを保有していない場合は、vi又はviiで代替することができるものとする。</p> <p>vi 住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方の写し</p> <p>vii 住民票及び各種健康保険被保険者証の両方の写し</p> <p>※住民票については、3か月以内に発行されたものに限る。</p> <p>(9) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付決定前着手届（様式第4号）（交付決定前に助成対象事業に着手した者のみ）</p> <p>(10) その他事務局が必要と認める書類</p>
<p>2 助成金事業の変更申請を行う場合（第11条第1項関係）</p> <p>(1) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金変更承認申請書（様式第5号）</p> <p>(2) 証拠書類（上記1の（3）に同じ。ただし、変更内容に係るもののみで可）</p>
<p>3 助成金事業の中止を行う場合（第11条第3項関係）</p> <p>(1) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金中止申請書（様式第6号）</p>

4 助成金の実績報告を行う場合（第13条関係）
<p>(1) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金実績報告書兼交付請求書 (様式第7号)</p> <p>(2) 証拠書類</p> <p>ア 請求書の写し</p> <p>イ 支払がわかるものの写し ※口座引き落とし等の場合は銀行預金通帳の写し ※クレジットカード払いの場合、領収書の写しとクレジットカードご利用明細書の写し</p> <p>ウ 設置後の設置場所がわかる図面・写真</p> <p>エ 設置したものの形式又は製造番号等がわかる写真</p> <p>オ 保証書等の写し ※販売店が記載、形式、製造番号等が記されていること ※保証書等がない場合は、納入した事業者が発行した証明書の写し（様式任意）</p> <p>カ 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金取得財産管理台帳 (様式第8号)</p> <p>キ 振込口座のわかるものの写し ※銀行預金通帳または、キャッシュカードの写し</p> <p>ク その他事務局が必要と認める書類</p>
5 消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還を行う場合（第18条第1項関係）
<p>(1) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金消費税等仕入控除税額報告書 (様式第9号)</p>
6 取得財産の処分等を行う場合（第22条第1項関係）
<p>(1) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金財産処分承認申請書 (様式第10号)</p>

事務局の様式

- 1 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付決定通知書（様式第11号）
- 2 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金不交付決定通知書（様式第12号）
- 3 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付額確定通知書（様式第13号）
- 4 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付取消決定通知書（様式第14号）
- 5 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金交付要綱第21条第3項の規定による
検査員の証（様式第15号）

(了)